

## 令和元年度 第1回今治市行政改革推進審議会 会議録

1 日 時 令和元年5月20日（月）午後2時20分～

2 場 所 市役所第3別館（旧今治小学校）2階会議室

### 3 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 今治市行政改革ビジョンの概要について
- (3) 今後の日程について

### 4 出席者

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 委 員 | 相原委員    | 國貞委員 | 白石委員    |
|     | 妹尾委員    | 高井委員 | 鳥生委員    |
|     | 西部委員    | 日浅委員 | 村上（篤）委員 |
|     | 村上（智）委員 | 渡邊委員 |         |

※西原委員欠席

### 事務局

越智企画財政部長

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| (人 事 課) | 木原課長   | 森課長補佐  |
| (財 政 課) | 鳥生課長   | 山本課長補佐 |
| (企 画 課) | 秋山課長   |        |
|         | 渡部課長補佐 | 加藤係長   |
|         | 越智主事   | 井内主事   |

事務局

ただいまから、今治市行政改革推進審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

当審議会は、今治市の条例に位置づけられた附属機関であり、市長の求めに応じて、行政改革の推進についての調査・審議等を行うため、複数の委員をもって構成する合議制の機関でございます。

なお、机上に委嘱状を配布させていただいていますが、委員の皆様は、平成31年4月1日より2年間でございます。

今回は、新しい任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、私、企画課 行政経営室長の渡部が進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、企画財政部長の越智からご挨拶申し上げます。

企画財政部長

皆様、こんにちは。

企画財政部長の越智でございます。

新しい任期になって初めての審議会ということで、本来でありますと菅市長がご挨拶させていただくべきでございますが、他の公務のため、どうしても出席がかないませんでしたので、代わりまして、私の方から一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、行政改革推進審議会委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日はお忙しいところ、令和元年度第1回目の審議会にご出席を賜りまして、心からお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、人口減少に伴う少子高齢化などの課題に直面する中、「豊かな地域社会を次世代につなげるために」を基本理念とする今治市行政改革ビジョンを策定し、行政サービスの質を向上させながらも、同時にコスト削減を図り、効果的な行政運営を目指して取組を進めているところでございます。

そのような中、今年度は市内に多数保有する「公の施設等の再評価」を行い、皆様には、市の評価結果を確認していただく、

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>外部評価という立場からご意見をいただく予定でございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほど事務局の方からご説明させていただきますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的なお立場から、また、市民の視点から活発なご審議をお願い申し上げます。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは最初に、本日の会議資料を確認させていただきます。</p> <p>《資料確認》</p> <p>続きまして、資料2「委員名簿」の順に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>《委員紹介》</p> <p>続いて、職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>《職員自己紹介》</p> <p>それでは、これより議事に入りたいと思います。</p> <p>今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱、及び、今治市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱に基づき、会議と議事録の公開を行うこととしておりますので、あらかじめご承知置きください。</p> <p>なお、本日の審議会の終了時刻は、概ね16時頃を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題1「会長及び副会長の選任について」でございます。</p> <p>資料1「今治市行政改革推進審議会規則」をご覧ください。</p> <p>この規則の第4条第2項の規定において、「会長及び副会長は委員の互選とする」となっております。</p> <p>今回初顔合わせという委員もいらっしゃると思いますので、事務局で提案させていただいてもよろしいでしょうか。</p> |
| 委員  | <p>異議なし。</p>  |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>ありがとうございます。それでは、会長及び副会長は、法律分野の学識経験者である委員さんから選任してはどうかと思います。</p> <p>会長には、松山大学法学部教授であります妹尾委員を、副会長には弁護士であります高井委員を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>  |
| 委員   | 異議なし。  |
| 事務局  | <p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、妹尾委員を会長に、高井委員を副会長に決することとさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>早速でございますが、妹尾会長、高井副会長は、それぞれ会長席、副会長席へお移りください。</p> <p>それでは、改めまして、委員の皆様からご挨拶を頂戴したいと思いますが、本日の会議時間の関係上、できるだけ簡潔にお願いできたらと思います。</p> |
| 委員   | 《自己紹介（挨拶）》   |
| 事務局  | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、規則の第4条第3項の規定によりまして、「会長は、会務を総理し、会議の議長となる」となっておりますので、ここからは妹尾会長に会の進行をお任せいたします。それではよろしくお願ひいたします。</p>   |
| 妹尾会長 | <p>それでは、「会長は会議の議長となる」ということですので、私が進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>早速ですが、議題2「今治市行政改革ビジョンの概要について」に移ってまいりたいと思います。</p>   |

この行政改革ビジョンは、当審議会の答申を受けて平成 28 年 2 月に策定されたものです。当審議会の主な所掌は、行政改革の進捗状況に対する提言であるため、まずはこの行政改革ビジョンについて、できるだけ簡潔に分かりやすく、事務局から説明していただきます。

企 画 課 長

それでは、資料 3 「今治市行政改革ビジョン」をご覧ください。

この行政改革ビジョンは、人口減少や少子高齢化等による厳しい財政状況が予想される中で、将来にわたって持続可能な行政基盤を確立するため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間に計画期間としており、まさに今その期間中であります。今治市の行政改革の方向性と具体的な実施計画を定めたものになっており、市は、この計画を基に行政改革を推進し、毎年度、その進捗状況を取りまとめ、委員の皆様からご意見・ご提言をいただきながら、必要な見直し・改善を行い、取組のサイクルを継続させています。

続いて、資料 4 「今治市行政改革ビジョン（平成 29 年度進捗状況）」をご覧ください。これは、これまでの進捗状況を取りまとめたものです。本日は、この資料 4 を使って行政改革ビジョンの概要を説明いたします。

それでは、資料の 2 ページをご覧ください。

ページの下側に、行政改革ビジョンの基本方針を図で表しています。行政改革とは、単なる経費削減を目指すものではなく、その先には、本市の持続的な発展と、次世代のより豊かな市民生活につなげていく必要があります。

そこで「豊かな地域社会を次世代につなげていくために」という基本理念のもと、「市民の視点」と「行政経営の視点」という 2 つの視点に立った行政運営を基本姿勢として、「人事面・財政面・行政経営面」という 3 つの観点から具体的な取組を実行しています。

次のページは、改革に向けた取組の体系をまとめたものです。左側から、人事面・財政面・行政経営面の 3 つの観点を改革の

---

柱とし、そのもとで6つの重点目標を掲げ、目標の達成に向けて28項目の取組を実施計画として定めています。

続いて4ページをご覧ください。

ここからは、3つの観点ごとに「課題と目標」、そして「取組と進捗状況」を具体的にまとめております。

内容につきましては、あらかじめご覧いただいていると思いますので、ポイントをしばって、まずは人事面と財政面、その後、資料5を基に行政経営面について説明いたします。まずは、人事面の改革の状況を人事課長から説明させていただきます。

人 事 課 長

それでは人事面の改革について説明いたします。引き続き、この資料の4ページをご覧ください。

人事面につきましては、「課題及び目標」と、3つの重点目標のうち「組織体制及び定員の適正化」についてご説明いたします。

まず、「課題及び目標」でございますが、平成17年の合併から14年余りが経過し、地方交付税の特例措置の廃止などにより厳しい財政状況が見込まれる中で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制が求められています。

そうした状況に対応するために、職員数の適正化と職員の重点配置を引き続き進めていくなど、少数の職員を最大限に活用できる効率的な組織体制の構築を目指して取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、資料には記載がございませんが、地方公務員の人事制度を取り巻く現状といたしまして、令和2年度から非正規職員の処遇改善を目的とした会計年度任用職員制度の導入や、令和3年度からは正規職員の段階的な定年延長の実施など、制度の大きな転換点を迎えております。こうした制度改正への対応も今後の人事行政の重要な課題でございます。

これらの課題に対応するため、重点目標の1つとして「組織体制及び定員の適正化」を掲げてございます。ここで、今治市の組織体制及び職員数について、簡単に説明させていただきます

---

す。

まず、今治市の組織体制でございます。資料の6ページをご覧ください。合併時、今治市の組織体制は、本庁12部(局)73課でした。そこから段階的に縮小し、平成30年度には11部(局)64課となっており、今年度も同じ数でございます。また、支所においては合併時に11支所が設置され、当時は各支所6課体制でしたが、現在は2課に統合されております。組織体制は以上でございます。

次に、職員数でございます。資料の5ページをご覧ください。今治市の職員数は合併時1,836人でしたが、平成19年2月に「第1次今治市定員適正化計画」を策定し、その後、平成22年に第2次計画、さらには平成27年に第3次計画を策定し、職員数の適正化に取り組んでまいりました。その結果、平成30年度には目標値1,394人に対し1,363人にまで減少、今年度は更に22人減少して1,341人となっております。合併時と比較しますと495人の減少でございます。

このように、組織体制及び職員数については、適正化の観点から合併後一貫して減少しております。しかしながら、近年の行政需要の多様化や頻発する災害対応に加え、働き方改革による長時間労働の是正など、人事行政を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しており、こうした変革に対応できる組織及び職員の体制を改めて検討しなければならない時期を迎えていると認識しております。

他の重点目標である「給与の適正化」及び「職員の人財開発」と合わせて、取り組んでまいりたいと考えております。

取組の詳細な進捗状況につきましては、資料の5ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。人事面については、以上でございます。

財 政 課 長

続きまして財政面の改革についてご説明いたします。資料の16ページをお願いします。

財政面の「課題及び目標」につきましてご説明いたします。

1行目に「市町村合併に伴う特例措置である合併特例債」や

---

「地方交付税の合併算定替」という用語がありますので、これについてご説明させていただきます。

1つ目の合併特例債でございます。これは、合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く、当初は10か年度でしたが、延長され令和6年度までの20年間に限り、借り入れすることができる市債でございます。事業費の95%まで借り入れすることができ、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税で国から交付されるものでございます。つまり、必要な建設事業を行うときに、市の負担が実質3分の1で済むこととなります。その合併特例債の借入限度額は、合併団体数や人口等で決められており、今治市の借入限度額は約555億円でございます。合併後、小中学校の耐震化やごみ処理施設、道路など、合併特例債を活用して必要な事業を実施してきましたが、令和元年度の予算ベースを加えますと、累計約526億円の借り入れを行う予定となっており、残りは約29億円と少なくなりました。

2つ目の特例措置、地方交付税の合併算定替でございます。

これは、合併が行われた年度とこれに続く10か年度は、合併しなかったものとして算定された普通交付税が保証されるというもので、今治市の場合は、単年度で60億円から70億円の交付税が保証されておりました。10年が経過すると、その後の5年間で段階的に減少し、その特例加算は令和元年度、まさに今年度で終了することになり、令和2年度からは特例措置が無くなります。こうした特例措置が終了することで、今後は一層厳しい財政状況が見込まれています。

さらに、人口減少に伴う税収の減収も見込まれる一方で、少子高齢化による社会保障費の増加や、去年の災害も記憶に新しいところではありますが、自然災害などに備えた防災関連経費の増加、今後、老朽化の進展に伴い大量に更新時期を迎えるインフラなどの更新費用に対する財源確保など、将来の負担の抑制を行うほか、小中学校の空調整備や、こどもの医療費無料化など、当面する財政需要への的確な対応が求められています。

こうした状況に対応するために、中長期財政収支見通しを踏

---



---

まえ、今後も経費の削減、自主財源の確保に努めるとともに、統一的な基準による公会計制度の整備、公共施設等総合管理計画の推進を図るなど、長期的に健全で安定した財政基盤の強化に努めていきます。

具体的にはページ中段に「重点目標」を掲げています。

経常経費や投資的経費の削減を図る中、市債借入の抑制や基金・財源の確保、事務事業や補助金などの見直しを更に推進してまいります。

本日は時間の都合上、総論のお話をさせていただきましたが、各項目につきましては、17ページ以降となりますので、後ほどお目通しをお願いいたしたいと思います。説明は以上でございます。

妹尾会長

ありがとうございました。

人事面と財政面について、事務局から最も重要な項目にポイントをしぼって説明がありました。行政経営面については別の資料を用いての説明となりますので、ここまでの人事面と財政面について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

また、お手元の資料の中には、聞きなれない行政用語なども多く使われておりますので、事務局で説明いただいた以外の部分でも、ご不明な点がありましたらご意見・ご質問をお願いします。

人事面の方が分かりやすく、財政面の方が分かりにくいと思います。特に人事面は、合併時1,836人いた職員が、かなり減ってきているということを改めて認識することができたと思います。

財政面は、使われている言葉自体がそもそも難しいので、例えば公会計制度、公会計改革に関しては、相原委員の守備範囲だと思いますが、いかがでしょうか。

相原委員

公会計は単式簿記、我々が仕事で使う複式簿記は、損益と貸借対照表のどちらからでも企業の利益が分かるという計算方式

---

を採用しています。

今治市は単式簿記ということですが、行政の中でも複式簿記を採用されているところもあるのでしょうか。

妹尾会長

私の知る限りでは、研究会の域になりますが、県内では砥部町がトップランナーだったと思います。

相原委員

全国的には何件かあるのでしょうか。

妹尾会長

あると思いますが、トライアルの段階ではないのでしょうか。

相原委員

複式簿記にすると、私は決算書を見ても分かりやすくなります。単式簿記は、なかなか分かりにくいところがあります。

税理士という職業柄、小・中学校で租税教室をしており、その中で、国の財政レベルで借金がどうなって、それをどのように使って返していくかという話をしています。県や市でも同じことだと思いますが、国も予算段階でしか表示されていないので、最終決算がどのようになっているのかと思っています。

そういった面で、言葉だけでなく表示自体も分かりやすくしていただけると、市民の方も、市の行政について親近感が湧くのではないかと思います。

高井副会長

先ほど、非正規職員の問題が出ておりましたけれども、私の関係している企業でも非正規職員が半分、正規職員と同じぐらい、特に病院は50%を超えますよね。おそらく市役所でも、かなりの非正規職員がいると思います。国は、これを是正しようと非正規を正規化しようとしています。官庁自体は今どのような動きになっているのでしょうか。非正規職員を正規職員にする意思があるのかという点を質問します。

また、職員の数については、仕事の量がどれだけあるかによって決めるべき問題だと思います。私が帰る頃に、市役所の明かりは21時や22時まで煌々と点いています。おそらく仕事量が、はるかにあるのではないかと思います。人数分の仕事量が

あるのであれば、事務員を減らす必要は無い、大いに働いてもらいたいと思いますが、市の立場からご意見をいただきたいと思います。

人 事 課 長

まずは非正規職員の関係でございます。臨時職員や嘱託職員の考え方が整理されて、来年度から、会計年度任用職員という制度に変わります。これは同一労働、同一賃金という視点に立って、給料自体は正規職員と同じではありませんが、例えば、通勤手当、短時間勤務のボーナス支給等について、改正が行われる予定でございます。

そして、資料 8 ページの表にありますように、平成 30 年の正規職員 1,363 人に対しまして、非正規職員は 1,037 人という現状でございます。

非正規職員を正規職員にという点につきましては、地方公務員法上で、正規職員には競争試験という大前提の規定がありますので、市として、すぐに考えてはいないというのが実情でございます。

続いて 2 点目のご指摘ですが、毎年、どのくらいの業務量があって、何人体制でやるのが一番適切なのか、人事課で各部署のヒアリングをしています。職員数の適正化というのは、やはり業務量に対しての人数であるという認識のもと、毎年作業しております。業務量に合わせた職員数を目指して、どういう風にして組織が回っていくのか、という点につきましても毎年検討しているところでございます。

村上（篤）委員

労働基準法、働き方改革の関係について、地方公務員には適用されるのでしょうか。国家公務員のみでしょうか。

人 事 課 長

適用される条項と適用されない条項がありまして、今回の働き方改革の関連法案につきましては、罰則規定こそありませんけれども、人事院（国）が決めた時間をもって、100 時間以上は制限されたということです。

また、市の職員であっても部署によっては適用される、労働

基準法第 36 条に基づく協定を結ばなければいけない部署もあります。

公営企業（水道）、また、現業で働く調理場や保育所については、労働基準法第 36 条に基づく協定を結んで、もちろんそれを越してはなりません。

村上（篤）委員

憲法や条例、法令というのは専門用語が多くて、曖昧な表現を使っているから、どちらともとれるような事例が多いと思いますが、一般の私たちが、そのような労働基準法の働き方改革のパンフレットで勉強しても、よく分からないことがたくさんあります。

市役所に入庁して最初の 3、4 年は、専門用語も多すぎて、部署を異動すると用語も違い慣れないことも多いから、仕事をする時間が増えるのだらうと思います。

今回、事前に目を通した資料 5 は、公の施設の再評価について説明されていました。審議会で現地視察を行う、また行革甲子園の視察研修等も行う中で、委員同士の距離感がもっと縮みます。今回、専門用語が多くて、前には職員の方が並んでいるため、気軽に質問等をしにくい雰囲気があると思いますので、それをなくすことが必要だと思います。

私も IT の仕事をよくしておりますので、年配の方や、あまり詳しくない方に説明するときには、社員に、専門用語を相手が理解できる言葉に翻訳して説明しなさいと指導しています。

役所の方も、資料には用語解説もありますが、いちいち見ないと分かりにくいことも多いので、きちんと分かりやすく説明する努力をしていただきたいということと、再評価するのであれば、審議会で現地視察を行うなど、2 年間で良い意見が述べられるように、私たちも努力しますが、そちらの方も努力していただきたいと思っております。

企画課長

的確なご指導をいただき、ありがとうございます。

公の施設につきましては、現地を必ず見ていただくという考え方をベースとしております。ぜひ市民の立場からのご意見も

いただきながら、私どもとしても率直に発言させていただければと思っております。

引き続き、皆様からご意見をいただきやすい環境、調整等を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

妹尾会長

それでは、人事面・財政面が終わりましたので、最後に行政経営面について、事務局からご説明いただきたいと思っております。

企画課長

それでは、資料5「今治市における『公の施設等のあり方見直し』の取組」をご覧ください。

そもそも公の施設とは何かということですが、地方自治法では「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とあり、体育館や公会堂など、市営の様々な施設とご理解いただいたらと思っております。

その利用方法等については、条例で定めることが原則になっていますので、公の施設には、それぞれ必ず条例があるという構成になっています。

次のページをご覧ください。

現在の今治市は、平成17年に12自治体の合併により誕生しました。それぞれの旧市町村単位で施設があったため、松山市よりも多い810の施設を保有していました。

当然ながら、同じような施設があるため競合している、年月が経ったため設置目的に基づいた利用がされていない、施設数が多いために維持管理コストが嵩む、同時期に整備された施設が多いため改修コストが多額になる、このように多くの課題を抱える現状がありました。

次のページをご覧ください。

人口減少という面でも非常に厳しい状況が続いております。実績と推計値を出していますが、平成27年のところをご覧ください。

この棒グラフで、平成27年は推計値が入っており、その下側に米印で国勢調査の実績を入れております。平成27年の実績は

---

158,114人、当時の推計では158,300人と見込んでいましたが、既にこの時点で186人少なくなっているという状況です。

続いては、地方交付税の段階的削減です。

先ほど財政課から説明いたしました、合併算定替による特例措置が、激変緩和期間を含めて今年度で終了する、合併時にいただいていたお金が段々目減りしてしまう、そういう状況が予想されておりました。

次のページをご覧ください。

冒頭に説明いたしました行政改革ビジョンの前の計画になりますが、平成23年2月に集中改革プランを策定し、「810もの施設を抱えた現状をそのまま放置することはできない」ということを大きなテーマとして考え、公の施設についても、その見直しに着手いたしました。

どの施設を見直しの対象にするかということですが、公の施設が810施設、その他として条例が無い施設が104施設、合計で914の施設がございました。

この中から、火葬場や下水道施設等の評価に馴染みにくい施設を除外し、706施設を調査の対象としました。この調査は、どれくらい使われており、管理コストはどれくらいか、施設がどのくらいの年数持つか、などをチェックするものです。

その上で、都市公園など法律上で設置が規定されているものを除外し、最終的に443施設を評価の対象としました。

この443施設につきましては、市全体のバランス、今後の維持管理費を負担してまで施設を存続させる必要が認められるか、という大きな観点から見直しを行うこととしました。

次のページをご覧ください。

評価の方法でございますが、代替性は「他に代わるものが無いか」、有効性は「設置目的に沿って有効に利用されているか」、効率性は「コストや利便性の改善を行い効率的に管理運営されているか」、PR性は「市のイメージアップに貢献できているか」、これらの観点ごとの評価結果を総合的に判断し「総合評価」を行いました。

ページの下側になりますが、評価にあたっては、443施設を

---

---

「基盤施設」、「文教施設」、「医療・社会福祉施設」、「産業振興施設」、「レクリエーション・スポーツ施設」の5つに分類しました。

その上で、施設を49のグループに分けております。基盤施設は公会堂・市民会館や公園、文教施設は公民館や美術館、医療・社会福祉施設は保健センターや福祉センター、産業振興施設は農産物の加工場、レクリエーション・スポーツ施設は体育館や運動場など、このようなグループ別で評価を行いました。

次のページをご覧ください。

評価の結果はAからEに分類し、一番低いE評価については、「公の施設として、公共が保有すべき施設ではなく統廃合、民間譲渡、廃止を検討すべき」としています。

続いて評価のスキームですが、大きく3つの段階に分けて実施しております。まずは、施設を管理する市の担当課が自己評価を行い、庁内評価として、庁内プロジェクトチームによる基礎評価、課長級による一次評価、副市長・部長級による二次評価を行い、行政改革推進審議会で外部評価を実施していただきました。

村上委員のご意見のとおり、外部評価の際には現地も確認していただいております。今回も、ぜひ現地確認をお願いしたいと思います。

最終的には、市長のトップとする行政改革推進本部、この庁内組織で最終評価を決定するというプロセスを経ております。

次のページをご覧ください。

平成25年度の評価結果は、443施設のうち111施設をE評価、「廃止等を検討すべき施設」とし、職員への周知、市民への公表、利用者への説明に着手しました。

ここで言う廃止とは、施設をすぐに取り壊すということではなく、施設の条例を廃止するものです。冒頭に説明させていただきましたが、基本的に公の施設には条例というルールがございますので、条例を廃止することが「施設の廃止」であるのご理解いただけたらと思います。

この条例を廃止するということで、民間企業への売却、ある

---

---

いは取り壊しということもできるわけですが、使い道が限定されない、地域の方がカフェなどを開くということもできるようになります。

続いて、施設を廃止するにあたっての課題ですが、「地域の交流活動の灯が消えてしまうのではないか」というご懸念も多くいただきました。そこで、地域コミュニティの再生・活性化に向けて「従来の利用者の方々や地域の皆様と協議させていただく」という機会を持たせていただきました。

次のページをご覧ください。

結果的に、公共的な団体が、基本的には地域の団体の皆様と理解していただいて結構ですが、地域のコミュニティ活動の拠点として活用する場合は、施設を無償で貸付けます、最低限度のランニングコスト（光熱水費・浄化槽の維持管理費等）を市が負担しますということで、試行運営する機会を設けさせていただきました。

市のランニングコスト負担を「最長で平成 31 年度まで」としてしておりますが、これは、先ほどの「合併算定替による特例措置」の終了期限をもって設定したものです。

その結果として平成 31 年 4 月末の状況でございます。

平成 28 年 3 月に 111 施設の廃止手続を完了し、70 施設(63%)が利活用されています。このうち 39 施設が、地域コミュニティ活動の拠点として利活用していただいています。

次のページをご覧ください。

利活用の具体例を紹介しております。

玉川の保健センターは、もともと「市民の健康増進を図る」という目的で設置されていましたが、「その機能を近隣の施設に移して廃止すべき」として E 評価としました。

現在は、NPO 法人玉川サイコーによって、「保健事業の場の提供」と合わせて「まちづくりの推進」あるいは「住民が交流する場」として利活用いただいております。

ここまでが前回評価の取組です。ここからは、平成 28 年度以降、第 2 ステージとして取り組んでいる内容について説明させていただきます。

---



---

次のページをご覧ください。

まずは現在の公の施設の状況です。

1期目の見直し、小学校の統廃合等々の様々な取組の結果としまして、706施設あった調査対象施設は、平成30年3月末現在で570施設となっております。

また、延床面積は17%減少し、将来の更新費用は、年平均50.3億円から43.9億円へと削減が見込まれる結果となりました。この更新費用とは、総務省が提供しているソフトで算出したものであり、全国の自治体で比較される数値の根拠となっております。

しかし、こういう結果でありながらも、まだまだ多くの施設があるため、現時点では特に3つ課題があると考えております。

1点目は、延床面積が減少しましたが、築30年以上経過する大規模改修が必要と言われる施設の面積は年々増加しています。当然に年数が経っていくため、大規模修繕が必要となる施設の面積は増えております。

2点目は、南海トラフ地震の発生が懸念される中で、旧の耐震基準で作られた建物のうち、9割で耐震補強工事が実施されておられません。

3点目は、今治市公共施設等総合管理計画です。この計画は、総務省が全国の自治体に対して、公共施設等総合管理計画を作りなさいと指示し、市が保有する建物や道路などを含めたインフラを対象として、今後の管理に関する考え方を定めたものです。今治市では、この中で「公の施設を含む、公共建築物の総延床面積を20年間で20%削減する」という目標を掲げています。この20%の中には、市役所の庁舎などの建物を含みますので、公の施設だけで削減するものではありませんが、参考として、前回の111施設の廃止による削減率は、たったの4%でした。

これらの課題への対応方針としまして、まずは先ほどの公共施設等総合管理計画に掲げる削減目標を念頭に、1点目としまして、施設の機能を維持しながらも集約と複合化により総量削減を図ります。2点目としまして、活用すべき施設については、

---

---

計画的に適切な維持保全を行うことで、長寿命化を進めます。

この方針のもとに、継続して、公の施設のあり方の見直し、いわゆる再評価に取り組んでいく必要があると考えております。

次のページをご覧ください。

再評価にあたりましては、前回と同じようなプロセスを経たいと考えておりますが、特に前回の見直しの中で一番多くあった声が、「利用者や市民の声が全く反映されていないのではないか」という指摘でございます。今回の再評価に向けては、この課題を解決する必要がありました。

また、A から E の 5 段階評価にも関わらず、前回は A や B といった高い評価の施設がありませんでした。その理由としましては、施設を管理する担当課が、利用実績等の詳細なデータを把握していない、施設を運営する上での目標が設定されていないことが挙げられます。どうしても、過去からそうであったということで、現状維持、漫然とした管理運営を続けてきたという実態があり、これらの見直しも必要でありました。

次のページをご覧ください。

これらの反省点を整理し、第 2 ステージに向けては「市民参画」を新たなテーマとして、平成 29 年度は、利用者や市民の方々と一緒になって、今後の施設のあり方を検討しながら、施設の役割や機能が最大限発揮できる管理運営計画を策定しております。市民の皆さんに、どういう形で施設の管理運営に参画していただけるのか、管理運営計画をテーマとして、一緒に考えていただきました。

この管理運営計画に基づく「取組の実行」をテーマとして、この 2 年間取り組んでいるところでございます。管理運営計画に基づいて改善した部分を、評価の対象にしたいと思っております。

下の図は、第 2 ステージの取組を時系列で示したものです。

平成 28 年度は、それぞれの施設の課題を抽出する意味で利用者アンケート調査を実施し、平成 29 年度は、利用者協議の体制の構築、話し合いの場を作って、管理運営計画を策定しました。

---

---

平成 29・30 年度は、管理運営計画に基づいて実行、改善に取り組んでおり、この令和元年度に再評価を実施したいと考えております。

前回の第 1 ステージでは 443 施設を評価しましたが、今回の第 2 ステージでは 300 施設の予定となっています。「公共が維持管理を続けるべきではない」という点につきましては、前回の評価で見直しさせていただきました。今回の評価では、今後予測される大規模修繕について、集中的に投資していくべきかという観点も含めて整理させていただきたいと考えています。

皆様方には、専門的な視点ももちろんですが、市民の視点から、様々なご意見をいただきたいと思いますと考えております。

妹尾会長

ありがとうございました。

行政経営面について、公の施設にポイントをしばって説明がありました。令和元年度、この審議会は「公の施設等の見直し」に重点を置いて審議を進めていくこととなります。

今年度の詳細なスケジュールにつきましては、この後の議事 3 で改めてご説明いただきますが、ここまでの内容で何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

國貞委員

18 ページの「利活用推進に向けた支援策」について、最長で平成 31 年度末までとなっていますが、これは合併算定替による特例措置の終了期限までということで、変更する予定はないのでしょうか。

企画課長

基本的に前回の見直しの中で、そういうお約束、前提のもとで調整しておりますので、原則として、市の負担はこれで終わりと考えております。

白石委員

利活用の具体例として玉川サイコープラザを挙げられていますが、他にどういった利活用があるのでしょうか。また、反省点の中で、市民の声が反映されていないということでしたが、具体的にどのような声が上がったのでしょうか。

---

企 画 課 長

島しょ部で多いのは、集会所的な利用をされているケースです。また、まちづくり団体の皆さんの場合は、農家レストラン的な利用をされているところもございます。また、児童福祉の関係施設に利用されているところもございます。

先ほど國貞委員から質問もございましたが、施設のランニングコスト負担というのも、一つの大きなターニングポイントになると思っています。自主的な収益を確保している団体は、市の支援が無くなっても運営が可能と思いますが、施設規模が大きいところは、それだけコストがかかりますので、今年度末までの支援が終わった後の取組がどうなっていくか、少し課題であると考えております。

また、前回の市民の皆様からの意見に関しましては、資料の10 ページをご覧ください。市としましては、「市全体のバランスを重視し、今後の維持管理費を負担してまで施設を存続させる必要が認められるか」という観点で評価を先に行い、評価結果を踏まえて、市民の皆様に対し廃止に向けた説明を行ったという流れがございます。

そういった中で、事前に様々な意見を問うておくべきではないか、というご意見をいただきました。そこで、今回は先に「利用者アンケート」や、「利用者との協議体制の構築」に取り組もうと見直ししたところでございます。

村上（篤）委員

利用者や市民の声が反映されていないところが反省点とありますが、類似施設があっても、自分が使いやすい場所・施設を利用している市民の方からは、「この施設は置いておいてほしい」という声が上がるとお思いますので、アンケートの取り方、市民の声の聴き方、それに対する評価というのは難しいのではないかと思います。

ランニングコスト支援策について伺います。支援策が今年度末までということですが、利用されている団体等には、市が光熱水費等をどのくらい負担しているか通知し、知られているのでしょうか。

また、「適切な保全による長寿命化の促進」という中で、この

「適切な保全」とは、大幅な耐震工事、改修工事、リニューアルなど様々あると思うので、難しい表現になっているのではないかなと思いました。

企 画 課 長

その施設を利用されている方にとりましては、現在の利便性確保という観点からのご意見があることは、致し方ないことではあります。今回は、代替性・有効性・効率性・PR性という4つの観点で評価を行いました。今回は、これに加えて市民参画という観点からも評価していきたいと考えています。

例えば、施設を使うことで利便性があるというだけでなく、そのことに対して、清掃などの管理運営に協力していただいているか。やはり一緒に管理運営にも参画いただけるような、地域において必要性が高いという観点について、評価基準の中に入れていきたいと考えております。

市民参画により策定した管理運営計画の中で、そういった部分も入れておりますので、単に利便性だけなのか、地域の皆さんにとって大切という前提のもと参画していただいているのか、という点は見極めていきたいと思っております。

ランニングコストの負担につきましては、無償貸付けの契約にあたって、年間管理コストの見通しをお示ししております。その部分につきましては、随時情報を更新しながら提供しているという状況でございます。

長寿命化につきましては、今後、庁舎も含めて防災拠点の耐震化に取り組んでいかなければならないという課題がございます。その耐震化に合わせて、施設をどのように集約・複合化していくのか、改修コストをどのように抑えていくのか、そういった部分の中から長寿命化という言葉を抑えております。また、「今修繕しておけば少し長持ちする」という観点も意識しております。今後評価いただく中で、その点についてももしっかりご説明したいと思っております。

村上（篤）委員

先ほどの発言を少し補足いたしますが、市民の声やアンケートが大事ではないということではありません。地域コミュニテ

---

ィの活性化というものは、人口減少を抱える地域にとっては大事であり、そういった活動が歯止めにもなります。移住者に対しても居心地が良い土地になり、やはり地域コミュニティが大事ということになります。

いずれ利活用するのであれば、きちんと考えて、そういったことを利用者の方にプレゼンテーションしてほしいという趣旨です。

妹尾会長 最後に議題3「今後の日程について」に移ってまいりたいと思います。事務局から説明をお願いします。

企画課長 それでは、資料6「令和元年度 行政改革推進審議会スケジュール」をご覧ください。

表の上側、青色の枠が審議会の開催予定で、下側の黄色の枠が公の施設についての事務局のスケジュールとなっています。

本日の審議会終了後、6月から事務局で庁内評価を進めてまいります。11月頃までに最終的な評価をまとめた後、第2回の審議会を開催し、外部評価の諮問・庁内評価結果を説明させていただきます。

その後、12月の第3回審議会では主な施設の現地視察を行い、1月の第4回審議会では評価意見の取りまとめ、2月の第5回審議会では最終の評価意見の取りまとめ、正副会長から市長への答申を行うというスケジュールを考えております。

また、第5回審議会では、行政改革ビジョンの進捗状況についてもご報告させていただきます。

なお、現時点では年度内に5回の審議会を予定しておりますが、審議の状況によりましては、1月・2月に追加の開催も考えさせていただけたらと思います。大切な外部評価になりますので、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中で非常にタイトなスケジュールとなりますが、ご協力の程よろしく願いいたします。

妹尾会長 ありがとうございます。

---

---

今年度の日程と審議事項について説明していただきました。  
年度の前半は事務局で庁内評価を行うため、審議会としては年度の後半に集中して審議を行うこととなります。

それでは、事務局からの説明について、委員の皆様から何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

高井副会長

評価を早く出していただきたい。事前に資料をいただかなければ検討できませんので、よろしく願いいたします。

また、審議会についてですが、形式的にならず、出席したら必ず1回は発言するという姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

妹尾会長

是非そのような進行をして参りたいと思えます。

最後に、本日の議題以外で、その他として何かご意見・ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

委員

《意見・質問なし》

妹尾会長

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。長時間ご協力ありがとうございました。

---